

農薬適用外使用事案(インゲン)

【概要】

1. 農産物：ヒラサヤインゲン
2. 生産者：仮名 A （部会未加入）
3. 超過農薬：トリフルミゾール （殺菌剤、適用外農薬）
4. 残留基準値：0.01 ppm （一律基準）
5. 検査結果：**0.11 ppm**
6. 健康への影響
 - ◆ 有害性情報：飲み込むと有害、眼に弱い刺激性あり
 - ◆ トリフルミゾールの1日摂取許容量（ADI）=0.015mg/kg(体重)/day

今回の「インゲン」（トリフルミゾール：0.11 ppm）について、
⇒体重 60kg の人が今回のインゲンを毎日 8kg 食べ続けても、ただちに健康被害を生ずるものではない。

7. 出荷方式：個選 （農協を通して出荷）
8. 出荷等の状況：農協を通じて福岡県内の卸売業者 2 社に計 21 ケース（42 kg）を販売
9. 回収数量：出荷した 21 ケースの内、5 ケースを回収。16 ケースは回収できず。
10. 原因（生産者聞き取り）
 - ◆ 「さやえんどう」に登録があるため、インゲンでも使用可能だと勘違いし、きゅうりに農薬を散布後、余りをインゲンに散布した。
 - ◆ 出荷時、出荷伝票に農薬使用履歴を記載することになっていたが、記載していなかった。
11. 生産者及び圃場の状況
 - ◆ 同じ圃場内でキュウリとインゲンが隣接した状況で栽培
 - ◆ 農薬の保管場所が整理されておらず、様々な薬品、肥料、資材が混在
 - ◆ 農薬使用履歴は、スマートフォンの中で日付のみ記載しているが、農薬名、倍率、散布量の記載はしていない

【JA おおいたの対応】

- ◆ JA おおいたが公表、記者会見実施。（R3.7.9 16:00～）

【県の対応】

- ◆ 生産者に対し、農薬取締法による立入検査を実施。
- ◆ 立入検査の結果、農薬取締法第 25 条違反として行政指導を実施（注意文書交付）。

【指導事項】

- ◆ 農薬を使用する際は、適用品目などラベル表示をよく確認して適正に使用すること。
- ◆ 農薬使用簿に適切に記録を付けること。（散布日時、品目、農薬名、倍率、使用量等）
- ◆ 農薬保管場所を整理し、誤用を避けるため、品目別に農薬を保管すること。
- ◆ インゲンとキュウリの圃場を分けて栽培すること。